

山形広域環境事務組合職員服務規程

〔平成23年3月〕
山広環訓令第1号

山形広域環境事務組合職員服務に関する事項については、山形市職員服務規程（平成13年山形市訓令第8号）の規定を準用する。

この場合において、同規程の規定中「市長」とあるのは「管理者」と、「山形市」とあるのは「山形広域環境事務組合」と、「職員課長」とあるのは「管理課長」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。